

I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

1 生活に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(2) 経済的な理由で就学することが困難な児童・生徒に対する就学援助制度

支援内容	経済的な理由で就学することが困難な児童・生徒に、就学のために必要な経費（学用品費、学校給食費、修学旅行費、校外活動費等）を援助します。
対象者	<p>次のいずれかの要件に該当する児童・生徒の保護者</p> <p>①生活保護（教育扶助）を受けている人</p> <p>②生活保護法に規定する「要保護者」に準ずる程度に経済的に困っている人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民税が非課税又は均等割のみ課税されている ・ 国民年金の保険料が全額免除されている ・ 児童扶養手当を受給している ・ 世帯所得が基準額以下（4人世帯で220万円以下） ・ 特殊事情により、給食費、学級費、PTA会費等の学校納付金を納めることが困難な人
申請手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学援助費支給申請書
受付場所及び受付時間	<p>在籍学校</p> <p>（国立・県立・私立小中学校に通っている場合は、津山市教育委員会学校教育課）</p>
問い合わせ先	<p>津山市教育委員会学校教育課</p> <p>（電話）0868-32-2116</p>
備考	